

警察における被害者対策の推進状況

1

昭和55年～被害者等に対する経済的支援の開始

犯罪被害給付制度の創設
遺族給付金及び障害給付金の支給
(障害等級1～3級)

平成8年～包括的、組織的な被害者対策の開始

「被害者対策要綱」の制定
警察庁犯罪被害者対策室の設置

【主な施策】

被害者の情報提供
「被害者の手引」の配布、被害者連絡制度等

精神的被害の回復のための支援
カウンセリング体制の整備等

捜査過程における被害者の負担の軽減
被害者の心情に配慮した捜査活動の推進、被害者用事情聴取室等施設の改善等

被害者の安全確保
再被害の防止措置の実施等

被害者の特性に応じた施策の推進
性犯罪被害者、被害少年、DV、ストーカー等への対応等

関係機関団体等との連携強化
各府県の被害者支援連絡協議会・ボランティア団体との連携等

平成13年～被害者支援の一層の充実

「犯罪被害者等給付金支給法」の抜本的改正

【主な施策】

犯罪被害給付制度の大幅な拡充
給付基礎額の大幅な引き上げ、重傷病給付金の新設、障害給付金の拡充(障害等級1～14級)等

民間被害者支援団体との連携強化
犯罪被害者等早期援助団体の指定制度の創設

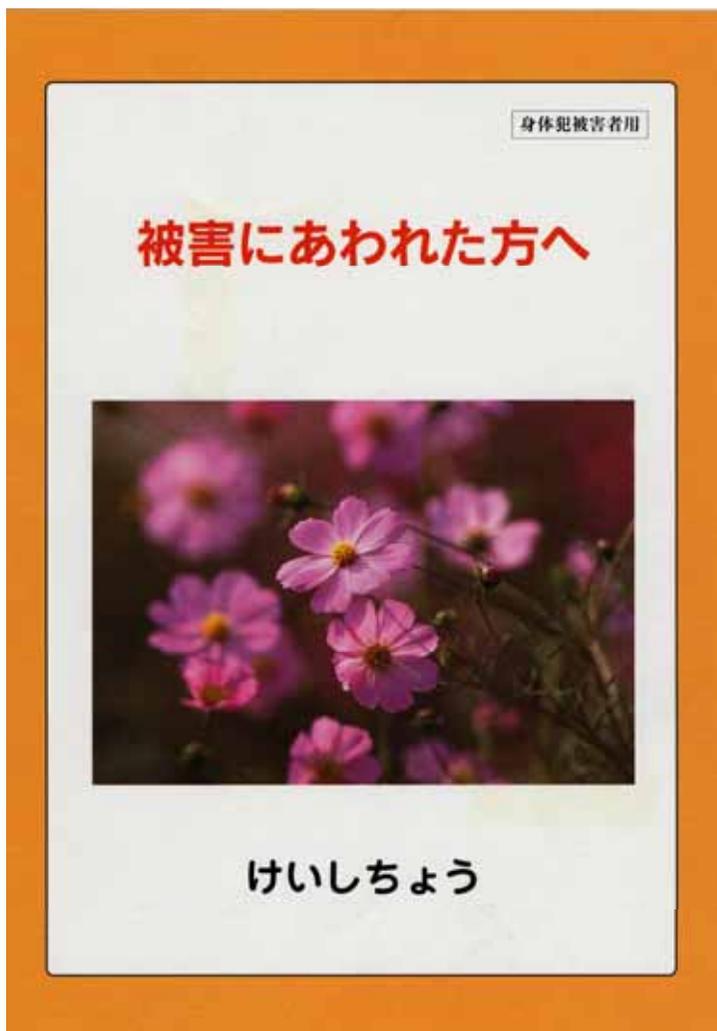
都道府県警察における支援の一層の充実
「警察本部長等による犯罪被害者等に対する援助の実施に関する指針」の発出

基本的な施策の推進

- 1 被害者への情報の提供
 - * 「被害者の手引」の配布
 - * 被害者連絡の実施
 - 対象事件～殺人、傷害、強姦等の身体犯及びひき逃げ事件、交通死亡事故等
- 2 精神的被害の回復のための支援
 - * 被害者等のためのカウンセリング体制の整備
 - * 各種被害相談窓口の充実
- 3 捜査過程における被害者の負担の軽減
 - * 被害者の心情に配慮した捜査活動の推進
 - * 施設の改善
- 4 被害者の安全確保
 - * 再被害の防止
- 5 被害者の特性に応じた施策の推進
 - * 性犯罪、暴力団犯罪、交通事故の被害者等
- 6 関係機関・団体等との連携
 - * 被害者支援連絡協議会・ボランティア団体との連携
- 7 被害の回復
 - * 犯罪被害給付制度の適切な運用

被害者の手引(警視庁)

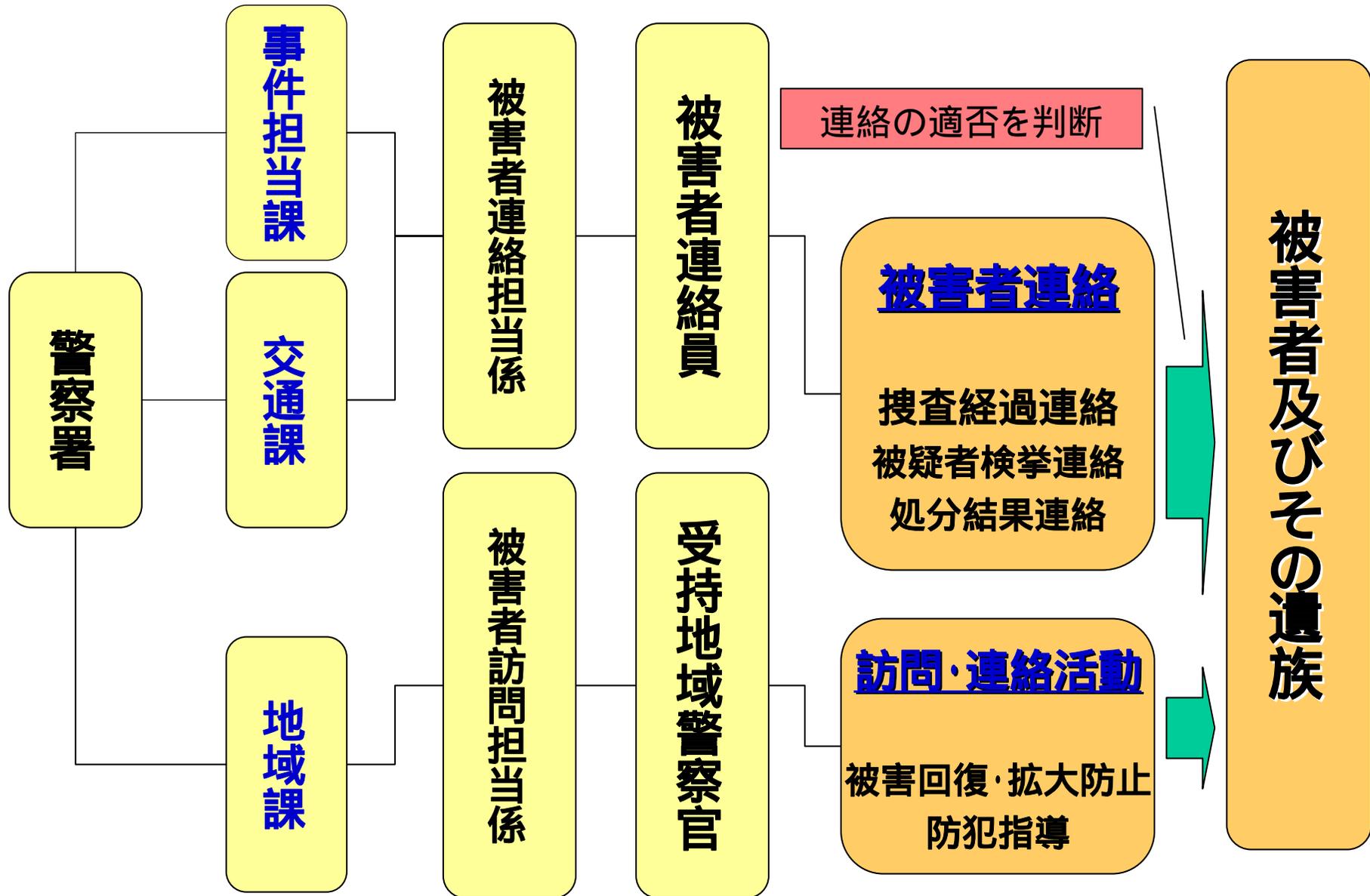
身体犯被害者用



交通事故被害者用



被害者連絡制度の概要



警察におけるカウンセリング体制

- **目的**

危機介入(被害の初期段階における各種支援)
初期的カウンセリング

- **体制**

(平成17年4月現在)

33都道府県警察で228名(うち臨床心理士68名)

都道府県警察において、臨床心理士等の資格を有する者を採用、心理学等の基礎的知識を有する者を大学院へ入学させるなどし、部内でカウンセラーを育成

警察のカウセリング業務のアドバイザー委嘱

カウンセラー等被害者と接する警察職員の能力を十分に発揮されるため、警察職員に対する指導・助言を行うスーパーバイザーを部外の専門家に委嘱

被害者相談室(石川県警)



被害者対策用車両

被害者対策用車両



警察と関係機関・団体等 とのネットワーク

警察

関係機関

地方検察庁、弁護士会、保護観察所
医師会(精神科、産婦人科)
臨床心理士会、精神保健センター
婦人相談所・児童相談所
福祉事務所
教育委員会、女性青少年課
暴力追放運動推進センター
交通安全協会
経済界
報道機関
等

被害者支援連絡協議会

民間被害者支援団体

平成17年11月30日現在、
38都道府県、40団体

犯罪被害給付制度

(平成13年7月1日改正)

被害者が大きなけがを受けた場合

被害者に障害が残った場合

被害者が死亡した場合

医療費の自己負担相当額

(3か月を限度)

新設

重傷病給付金

重傷病(加療1か月以上かつ14日以上
の入院)を受けた場合

遺族給付金

被害者が死亡前に療養
を要した場合、療養について
の被害者負担額も支給

支給額(最高額～最低額)
1,573万円～320万円

拡大 **障害給付金**

1級～14級に支給
(旧制度1～4級)

支給額(最高額～最低額)
1,849.2万円～18万円

被害者本人

被害者本人

遺族